



令和6年9月3日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部地域環境対策課
 担当課長(環境影響評価・化学物質) 川瀬(972-2676)
 課長補佐(有害化学物質対策) 水貝(972-2677)

土壌汚染の報告について

下記のとおり、「土壌汚染対策法」に基づき、土壌汚染の報告がありましたのでお知らせします。

記

1 報告者 株式会社ヤマサホールディングス

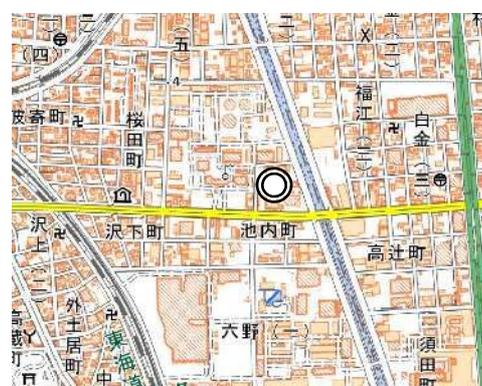
2 報告日 令和6年8月30日

3 報告の概要

(1) 対象地名 名古屋市熱田区桜田町敷地

(2) 所在地 名古屋市熱田区桜田町2002番2、
2002番3、2009番

(3) 対象地の概要 旧事業所及び旧駐車場（平成12年頃から令和6年3月）
6,025.35 m²（工業地域）



この背景地図等データは、国土地理院ウェブサイトの地理院地図を一部編集して使用している。

(4) 汚染状況

項目※1	汚染物質	基準超えの濃度範囲	基準に対する倍率	基準	超過区画数／調査区画数※2
土壌溶出量調査	カドミウム及びその化合物	0.0049～0.010 mg/L	1.6～3.3倍	0.003 mg/L 以下	2／67
	鉛及びその化合物	0.011～0.038 mg/L	1.1～3.8倍	0.01 mg/L 以下	3／67
	砒素及びその化合物	0.011～0.18 mg/L	1.1～18倍	0.01 mg/L 以下	26／67
	ふっ素及びその化合物	0.85～1.9 mg/L	1.1～2.4倍	0.8 mg/L 以下	7／67
土壌含有量調査	鉛及びその化合物	240 mg/kg	1.6倍	150 mg/kg 以下	1／67

※1 土壌溶出量は土壌に含まれる汚染物質が地下水に溶け出す量、土壌含有量は土壌に含まれる汚染物質の量を示します。

※2 調査対象地における平面図上で、試料採取によって評価した区画数を示します。

(5) 対象地の状況

対象地は、飛散防止措置等がとられています。

地下水調査では基準に適合していたため、地下水汚染の拡散のおそれはありません。

4 本市の対応

報告者に対し、適切な土壌汚染対策を実施するよう指導を行います。

「土壌汚染対策法」に基づく区域の指定を行い、その旨を公示する予定です。

<参 考>

① 名古屋市熱田区桜田町敷地において過去に公表した土壌汚染（令和6年1月11日公表分）

項目	汚染物質	基準超えの最大濃度	基準に対する倍率	基準
土壌溶出量調査	六価クロム化合物	0.20 mg/L	4.0 倍	0.05 mg/L 以下
	シアン化合物	0.1 mg/L	—	検出されないこと
	鉛及びその化合物	0.013 mg/L	1.3 倍	0.01 mg/L 以下
	砒素及びその化合物	0.026 mg/L	2.6 倍	0.01 mg/L 以下
	ふっ素及びその化合物	1.3 mg/L	1.6 倍	0.8 mg/L 以下
土壌含有量調査	鉛及びその化合物	170 mg/kg	1.1 倍	150 mg/kg 以下

② 基準を超過した物質の毒性について

【カドミウム及びその化合物】

急性毒性： 急性経口致死量は確認されていないが推定値で数百 mg、中毒量は 15 mg で悪心、嘔吐などの症状を呈する。10 mg/L を飲料水の形で短期間暴露した場合、鉄の消化管からの吸収が一部抑制されることが認められている。

慢性毒性： 異常疲労、臭覚鈍化、貧血、骨軟化症など。

*15 mg は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度（0.010 mg/L）では、水 1.5 kL に含まれる量になります。

【鉛及びその化合物】

急性毒性： 嘔吐、腹痛、下痢、血圧降下、乏尿、昏睡。可溶性鉛塩の経口致死量は 10 g といわれている。

*10 g は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度（0.038 mg/L）では、水 260 kL に含まれる量、土壌含有量の汚染物質濃度（240 mg/kg）では、土 42 kg に含まれる量になります。

慢性毒性：高濃度の中毒症状は、貧血、消化管の障害、神経系の障害等。血液中鉛濃度が0.4～0.5 mg/L を超えて長期間暴露された場合に障害がみられる。

発がん性：国際がん研究機関（IARC）は、鉛の無機化合物をグループ2A（人に対しておそらく発がん性がある）に分類している。また、鉛そのものをグループ2B（人に対して発がん性があるかもしれない）、鉛の有機化合物をグループ3（人に対する発がん性については分類できない）に分類している。

【^ひ砒素及びその化合物】

急性毒性：70～200 mg の摂取により、嘔吐、下痢、脱力感、筋肉けいれん等が現れ、昏睡後死亡する。

*70 mg は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度（0.18 mg/L）では、水 390 L に含まれる量になります。

慢性毒性：3～6 mg/L の量の長期摂取によっても起こり、一般的には目・鼻・喉等の粘膜炎症に続き、筋肉の弱化、食欲減退が起こる。

発がん性：国際がん研究機関（IARC）は、砒素及び砒素化合物をグループ1（人に対して発がん性がある）に分類している。

【ふっ素及びその化合物】

急性毒性：NaF を 6 mg/日以上摂取し続けていると、ふっ素症となり、体重減少、悪心、嘔吐、便秘等をきたす。SiF₄では、胃軟化症、神経痛等を起こす。

一般成人が一度に 100 mg 以上摂取すると、腹部の激痛、嘔吐、悪心を起こし、2,500 mg 以上の摂取で中毒死する。

*100 mg は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度（1.9 mg/L）では、水 53 L に含まれる量になります。

慢性毒性：ふっ化物で中毒したラットの場合、腎臓における脂肪酸酸化酵素活性が著しく減少し、また、肝臓中の窒素及び脂肪含量が減少することが見い出されている。また、ふっ素中毒では、炭水化物の代謝障害も見られている。

飲料水等からふっ素を長期間過量に摂取した場合、飲料水のふっ素濃度2 ppm以上で斑状菌を生じ、8 ppm以上で骨硬化症となる。

発がん性：動物実験で発がん性を示すデータがない。

出典「改訂4版水道水質基準ガイドブック」「化学物質ファクトシート（環境省ウェブサイト）」
（下線部分は、名古屋市において挿入しました。）